

行政改革に関する第三次答申（基本答申）

昭和57年7月30日
臨時行政調査会

はじめに

臨時行政調査会は、昨年夏の第一次答申、本年初めの第二次答申に引き続き、ここに第三次の、基本答申を提供する。

我が国の行政をめぐる環境は最近ますます厳しくなっている。特に財政については、第一次答申提出時以上の危機的状況に立ち至っている。しかし、第一次答申が必ずしも十分には実施されなかったことに示されるように、これまで政府は、これに対しての確な対応を行ってきたとは到底言えない。

第一次答申は、昭和57年度予算編成に向けて「増税なき財政再建」を実現することを中心課題としたものであったが、「増税なき財政再建」の原則は、既存の制度、政策の抜本的な見直しを行い、我が国の

将来の基盤を確かなものとするためのテコとして、引き続き堅持されなければならない根本原則である。

むしろ財政の危機的状況は、徹底的な行政改革の必要性を明示するものであり、また、それに真剣に取り組み、将来の活力ある日本をつくり上げるための絶好の機会である。

この基本答申が行政改革をめぐる国民的論議の中で、国民の理解と共感を得て、本格的な改革推進の端緒となることを期待するとともに、政府と国会が答申の速やかな実施に強力な指導力を発揮されることを強く要望する。

第1部 行政改革の理念

1 社会・経済情勢の変化と行政改革の必要性 (略)

2 行政改革を進める観点

(1) 変化への対応

民間に対する指導・規制・保護に重点を置いていた行政から、民間の活力を基本とし、その方向付け・調整・補完に重点を置く行政への移行

政府直営事業のうち、民間部門の発達により自立的、企業的に行うことが適切となった事業についての民営化

画一性を重視する行政から、それぞれの地域や部門の実情に応じた多様性とゆとりを認める行政への移行

権限の集中を改めて、地方への分権化の重視

国際的な相互依存関係の深まりの中で、海外の商品、サービス及び人材に対する我が国の市場や組織の開放

対外政策面での受け身の姿勢を改めて、より積極的な対応への転換

一度合意した決定や計画に過度に固執することなく、情勢の変化に対する弾力的な対応

- (2) 総合性の確保(略)
- (3) 簡素化・効率化(略)
- (4) 信頼性の確保(略)

3 新しい行政の在り方

(1) 行政の目指すべき目標

とりわけ戦後の日本は、先進的な外国をモデルにし、対外的には受け身の姿勢に立ち、物質的な生活水準の向上を目指して努力してきた。しかし、追いつき型近代化を達成した今日では、もはや我が国にとってのモデルを、外国に求めるわけにはいなくなっている。

我が国社会は、物的な豊かさの下で、知識やサービスの重要性が高まり、国民の意識も多様化する等成熟化しつつある。そこにおいては、学術、文化、芸術等の一層の発展が期待される一方、技術革新や経済発展への意欲が減退し、個人、家庭、団体の自立性も低下し、きたるべき高齢化社会の影響とも相まって、社会の活力が失われるおそれがある。

一方、今後の我が国は、国際社会における地位の向上にふさわしい積極的貢献が求められるとともに、激動する国際社会の中で、国民と国家の安心と安全を確保しつつ、外国にモデルを求めるのではない新しい福祉社会を建設していく必要があり、そのためには社会の活力の維持が必須の条件となっている。そのような観点から、

活力ある福祉社会の建設

国際社会に対する積極的貢献を今後の行政の目指すべき目標としたい。

ア 活力ある福祉社会の建設

第1は、個人の主体性・自立性がこれまで以上に発揮され、それぞれ個人が社会的役割を十分に果たしていけるような条件を整備することである。そのためには、教育や社会保障の分野においても個人の自助努力をより一層生かすことが重要であるし、婦人はもとより、高齢者や様々なハンディキャップをもつ人々の社会参加のための新たなプログラムを用意することも必要である。

第2は、家庭や近隣、職場等において連

帯と相互扶助が十分行われるよう、必要な条件整備を行うことである。

第3は、行政の役割の見直しである。今後は、民間部門がより自由に、積極的にその役割を果たしていけるよう、これまでの公的関与を見直すとともに、民間部門も行政に依存する体質を改める必要がある。

第4は、学術・技術の研究や応用の推進である。現在、既に情報社会化とかマイクロエレクトロニクス化とか呼ばれる技術と産業の革新が、世界的に進行している。我が国も、こうした学術・技術の研究や応用を積極的に進め、長期的な発展の基盤を培っていく必要がある。

今後我が国が目指すべき活力ある福祉社会とは、このような自立・互助、民間の活力を基本とし、適度な経済成長の下で各人が適切な就業の場を確保するとともに、雇用、健康及び老後の不安等に対する基盤的な保障が確保された社会を意味している。それは、必ずしもより「小さな政府」を求めるものではないが、西欧型の高福祉、高負担による「大きな政府」への道を歩むものであってはならない。

イ 国際社会への積極的貢献

国際情勢についての、情報の効率的な収集・分析・伝達のための体制を整備すること

海外に対し我が国の市場や組織をできるだけ開放するとともに、相互の交流を進めること

我が国の文化や社会制度等について十分な対外的理解を得るよう努力すること
人口問題、環境問題、食糧問題等地球的問題の解決に対して国際社会の一員として積極的に取り組むこと

将来の望ましい国際社会の在り方を明らかにし、それを前提とする多面的な対外協力を進めること

(2) 行政の果たすべき役割と財政の在り方

ア 行政の果たすべき役割の見直し

財政再建を考える場合、まず第一には、特例公債依存からの脱却が当面の重要課題とな

る。しかし、さらに中長期的にみれば、建設公債も含めて全体として財政が公債に依存する割合を少なくする等、財政の体質を改善して財政運営の弾力性を回復することが必要である。このような意味での財政再建を達成して行くためには、まず行政サービスの水準と負担の在り方について基本的に見直すことが必要である。

イ 増税なき財政再建の推進

我が国財政の現状は、第一次答申提出時よりも一層厳しさを増し、いわば危機的状況に立ち至っている。

しかし、特例公債依存からの脱却は、今後の社会、経済情勢の変化に的確に対応できる財政の体質をつくり上げるためにも喫緊の急務であり「増税なき財政再建」という基本方針は断固堅持すべきである。

ここで「増税なき財政再建」とは、当面の財政再建に当たっては、何よりもまず歳出の徹底的削減によって行うべきであり、全体としての租税負担率（対国民所得比）の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にはとらない、ということの意味している。

「増税なき財政再建」の実現のためには、当面の行財政の合理化方策を提起した第一次答申の完全実施が前提となる。まだ実施に移されていない第一次答申の指摘事項は、政府に対し検討をゆだねた事項も含めて、速やかに結論を出し、実施すべきである。

また、本答申で提起している行政の制度、施策の見直しについても、当面の歳出構造の合理化に結びつくものは、政府において速やかに具体化を図り、全力をあげて当面の財政再建に立ち向かうことを要請する。

ウ 行政サービスの水準と負担の在り方

行政の果たすべき役割の見直しと国民負担の増大の抑制は、当面の財政再建をこえて、中長期にわたっても、続けられなければならない重要な課題である。

そのため、今後の行政サービスの増加に対しては一定の厳しい枠を設定し、関係省庁が制度、政策の優先順位の選択を自発的に行うための条件を整備する必要がある。

(ア) 中期的にみて、今後の行政サービスの増加に対しては、適度の経済成長率が維持されていることを前提に、次のような原則を設定する。「国の一般会計歳出の伸びは、名目経済成長率以下とする」とともに、「一般政府総支出の対国民総生産（GNP）比は、ほぼ現状程度」とする。

(イ) より長期的には、特に社会保障関係の費用増大への対応が重要である。現行制度のままでは、年金給付の増大を中心として社会保障移転の対国民総生産比は、1980年の10%強から、21世紀初頭には20%程度に達すると予想されており、社会保障制度の改革は緊急の課題となっている。しかし相当の改革を行ったとしても、高齢化社会において必要とされる基盤的な所得保障その他の社会保障移転の増大により、一般政府総支出の対国民総生産比の上昇は避けられず、それに対する負担の在り方は今から検討しておく必要がある。こうして、租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての国民の負担率（対国民所得比）は、現状（35%程度）よりは上昇することとならざるを得ないが、徹底的な制度改革の推進により現在のヨーロッパ諸国の水準（50%前後）よりはかなり低位にとどめることが必要である。この場合において、特に租税負担の公平確保の観点から税制の在り方を検討するとともに、受益と負担の対応を明確にする意味からも、租税負担よりは社会保障負担の方を重視していくことが肝要である。

第2部 改革の基本方策

第1章 行政施策に関する改革方策

本来、民間の自立・自助の活動に待つべきものに対し、過度に関与している行政の縮小

政府と民間の間で競合・重複の強過ぎるものについての民営化

市場経済活動への個別的助成，介入になり過ぎている補助金や許認可の廃止，縮小

所得分配上問題になる制度，政策の是正

受益と負担のバランスを失しているものについての負担の適正化

その他，時代の変化によって意義の薄れたものの見直し

1 農業（略）

2 社会保障

(1) 基本的考え方

ア 現在の我が国の社会保障は，制度的に西欧諸国に比較してほぼ遜色ない水準に達しているが，内容的には次のような問題がある。

年金，医療いずれの社会保険もいくつかの制度に分立し，制度ごとに内答に不均衡がある。

また，保険制度としての将来の財政基盤が安定しておらず，特に年金保険については，高齢化と制度の成熟化により，現状の給付水準と負担の関係のままでは将来の年金制度は危機的状況を迎える。

乱診乱療等による医療費の非効率利用がみられるとともに，医療費が毎年巨額な増加を示している。

社会福祉については，施策の体系化，重点化，公私の連携といった面が十分でない。

イ 今後は，高齢化の進展等に伴う需要の増大や国際化の進展に対応し，社会保障制度が引き続き国の政策として安定的に機能し得よう，国民の合意の得られる負担水準との関連に配慮しながら，現行制度における不合理の是正，効率化，体系化を図るとともに，受益者負担やボランティア活動等の民間の力の活用も考えていくことが重要である。

(2) 年金制度の改革等高齢化社会への対応

ア 高齢者雇用の推進

人口の中で高齢者の占める割合が高まれば，高齢者も働くことが当然必要となる。今後年金等社会保障施策との連携を図りながら，民間企業の活力を生かしつつ，多様な生涯職業設計に対応した総合的な高齢者雇用政策を確立し，積極的に推進する。

イ 年金制度の改革

公的年金について，その公平化を図るとともに，長期的制度運営の安定強化を確保するため，被用者年金の統合を図る等により，段階的に統合する。当面，国鉄共済年金について類似共済制度との統合を図る。

将来の一元化を展望しながら，給付体系，給付条件等について，制度間の不均衡の解消，各制度ごとの合理化，制度をまたがる併給調整等を進めるとともに，給付水準の適正化，高齢者雇用の動向を勘案した支給開始年齢の引き上げと弾力化，保険料の引き上げ等により，制度運営の安定化を図る。その際被用者の無職の配偶者に対する年金の保障の問題を解決する。

ウ 年金行政の一元化

年金制度の統合，一元化を推進していく等のため，現在分立している年金行政組織を一元化する。

まず年金に係る現業業務の処理を社会保険庁に一元化し，被保険者記録の統一管理システムの導入，支払い一元化等業務処理の効率化とサービスの向上を図る。

エ 改革の手順

イ及びウの改革を進めるに当たっては，政府は，年金問題担当大臣を定め，改革の内容，タイムスケジュール等について，早急に検討に着手し，昭和58年度末までに成案を得て，速やかに実施に移すものとする。

オ 恩給制度

当面第一次答申の趣旨を尊重するとともに，年金制度とのバランスをとるために必要

な見直しを行う。

(3) 医療費適正化と医療保険制度の合理化等

ア 医療費の適正化

医療費支払方式の改革、医薬品の実勢価格の的確な把握とその薬価基準への反映等第一次答申の趣旨に沿った医療費適正化対策を一層推進し、医療費総額を抑制する。

イ 医療保険制度の合理化

(ア) 医療保険の在り方として、高額な医療については適切に保障する一方、軽費な医療については受益者負担を求めるという方向で制度改革を図る。本人、家族間の格差の問題を含め給付率の見直しを行う。

(イ) 国民健康保険制度については、地域医療保険としての性格を踏まえ、広域化等保障制度としての安定化を図る方向で改革を行う。国庫補助制度の改善合理化等を検討する。

(ウ) 被用者保険制度の中には、日雇労働者健康保険制度等対象が限定され、財政的安定が期し難いものがあるが、その制度の在り方を含め早急に検討を加え、合理化を図る。

ウ 医療供給の合理化

(ア) 地域の実情に応じ、公私医療機関の位置付けを明確にする等総合的かつ効率的な医療供給体制の整備を計画的に進める。国立医療機関については、全国的な視野に立った高度先駆的医療や地域の医療計画における中核的施設としての機能を明確化し、併せてその整理合理化を行う。

(イ) 医療従事者について、将来の需給バランスを見直しつつ、適切な養成に努める。特に、医師の過剰を招かないよう合理的な医師養成計画を樹立する。

(略)

第4章 国と地方の機能分担及び地方行財政に関する改革方策

国と地方の関係を見直すに当たっては、国の行政と地方の行政とは対立するものではなく、共通の行政目的の実現を分担し責任を分かち合う関係にあるという考え方に立つべきである。

今日、国民が求めている行政改革を進めるには、国民に身近で、かつ総合的な行政主体である地方公共団体、特に市町村の在り方を中心として、国・地方の関係を全般的に見直す必要がある。そして、徹底した減量と膨張抑制への努力と併せて、今後、新たな視点から地方行財政の場において「選択と負担」の仕組みが明確に位置付けられるべきである。これが本問題の基調をなす改革理念である。

本答申がこのような理念に立ったのは、今日、経済社会の変化に伴う様々な制約条件の下において、地方自治の分野で従来以上に自主・自律を基本とする対応が求められていると判断したからである。

このような基本的な認識の下に、本章では、国と地方の機能分担及び地方行財政の在り方について、次に示す改革視点に基づく基本的な改革方策を提言することとした。

(1) 国と地方の機能分担

住民に身近な行政はできる限り地域住民に身近な地方公共団体において処理されるよう、事務の再配分の推進

最も地域住民の意思が反映され、地方自治が最も実現されやすい市町村の行政機能の強化

国の地方公共団体に対する規制や関与の積極的な緩和

(2) 地方行財政の在り方

民間の自立・自助を基本とする民間活力の活用

地方行財政における「選択の負担」の仕組みの導入と地方公共団体間における財源の一層の均てん化などによる地方行財政の自立性、自律性の強化

補助金等の一般財源措置への移行を含む整理合理化の推進

地方公共団体自らによる事務・事業や組織・機構の整理合理化及び定員や給与、退職手当の適正化

1 国と地方の機能分担の合理化

(1) 基本的考え方 (略)

(2) 機能分担の見直し

ア 国と地方公共団体の機能分担については、次に示す「地域性」、「効率性」、「総合性」という基本的視点に立って、個々の事務の性格、

特性に即した検討を加え、逐次、見直しを図るものとする。

地域住民の日常生活に直接関係する行政等主として地域の利害や実情を踏まえて意思決定することが適当な事務は、地方公共団体の事務とすべきである。また、その性格上、国の事務とされるものでも、地域の実情を踏まえて処理すべきもので国が一定の方針、基準を示すことにより、全国的な統一性、公平性を確保できるものについては、機関委任などにより、その実施事務は、地方公共団体において処理することとすべきである。（地域性）

国民の側にとっても行政の側にとっても良質な行政サービスを最も効率的に供給し得る行政主体において、当該事務を処理することとすべきである。（効率性）

相互に密接に関連する地域性の高い行政事務については、地方行政の総合性を確保する観点から、極力、地方公共団体において処理することとすべきである。（総合性）

イ 国、都道府県及び市町村間の機能分担については、まず、地方自治が最も実現されやすい基礎的自治体である市町村にできるだけ事務が配分されるべきである。

まだ、市町村を包括する広域の地方公共団体として、都道府県が処理することとされている事務についても、市町村相互の協力によって対応できる事務は、極力、市町村において処理することとすべきである。

さらに、国と都道府県との関係においても、都道府県相互の協力によって対応できる事務は、極力、都道府県において処理することとすべきである。

ウ 国と地方公共団体の機能分担を具体的に検討するに当たっては、次の諸点に留意する必要がある。

国と地方公共団体との間で、広域性、規模、専門技術性等により、機能と責任を分担し合い、協力共同して行われなければならない事務分野が相当広範に存在している。

標準的な行政サービスについては、全国

的に統一性、公共性をもって提供されることを国民は期待していると考えられる。一方、標準レベルを超えた地域の独自性に基づく行政サービスについては、地域住民の選択と負担によって行われる限り、地方公共団体間にある程度の格差があるのは当然と考えるべきである。

地方公共団体間で行政能力に大きな格差があるが、事務の再配分を進めるに当たっては、可能な限り区域の拡大、職員の資質の向上等を通じて行政能力の向上を図る必要がある。また、全体としての行政の複雑化を来たさない範囲で、地方公共団体の規模や行政能力に応じて事務配分を行う現行方式について、事務の再配分を推進する方向で再検討する必要がある。例えば、一定の人口規模以上の市について、現行の指定都市と同一又はそれに準ずる程度の事務配分を行うことを検討すべきである。

国と地方公共団体の相互信頼の確立が、極めて重要であり、その方策の一つとして、各省庁と地方公共団体間で、相互理解、行政能力の向上等の見地から、相互の人事交流、情報の相互活用、意見交換等を促進すべきである。

一部の地方公共団体において、行き過ぎた上積み福祉の実施や国の水準を著しく上回る地方公務員の給与、退職手当の支給、過剰な定数配置等の実態がみられる。これらの点は、厳に戒め、是正されるべきである。

（3）機関委任事務の整理合理化

ア 機関委任事務の新設については、制度本来の趣旨に適合して行われるよう厳しいチェックを行うとともに、現在の機関委任事務についても、次のような観点から、計画的に見直し、整理合理化を積極的に進める。

社会経済情勢の変化に伴い、必要性の乏しくなっているものは、事務自体を廃止又は縮小する。

地方公共団体の事務として既に同化、定着しており、地方公共団体の自主的な判断のみによって処理することが適当な事務

は、地方公共団体の事務とする。

都道府県から市町村への委譲を適当とするものについては、積極的にこれを推進する。既に一部の都道府県の自主的判断により実施されている事務委譲については、的確な実施を前提として、その定着、拡大を図る。

イ 上記アについては、当面、許認可等の整理合理化によるものを含め、2年間に全体として少なくとも1割程度の整理合理化を図る。

ウ なお、地方への権限委譲や機関委任事務の整理の問題は、実態的には、許認可事務の占める比重が大きい。許認可等の整理合理化については、当調査会において、今後引き続き検討する。

また、今後当調査会において、国の出先機関の整理合理化の検討に際し、その事務の見直しを行い、地方公共団体への事務の委譲について個別に検討を行う。

(4) 国の関与及び必置規制の整理合理化

ア 地方公共団体の事務執行に対する国の関与については、次のような観点から、計画的に見直し、整理合理化を積極的に進める。

地方公共団体の事務処理に対する国の関与については、法令中に国の統一的な処理方針、処理基準を示せば足りうるものは、整理合理化を図る。

地方公共団体が地域の実情に即して、自主的、総合的に行うことが適当な事務に対する国の関与については、整理合理化を図る。

全国的統一性、公平性の確保等を理由とする国の関与についても、事後的な関与で目的が達せられるものについては、極力、事前の関与から事後的な関与に改める。

イ 地方公共団体に対する必置規制については、次のような観点から、計画的に見直し、整理合理化を積極的に進める。

社会・経済情勢の変化により必置とする必要が乏しくなっているものについては、廃止するか、又は義務設置から任意設置に改める。

特定地域に固有の性格のもの、処理すべ

き件数の少ないものは義務設置から任意設置に改める。

類似の機関、職等により代替し得るものは統廃合する。

必置義務を課する場合にも、その構成、運用等については、地方公共団体の自主性を反映し得るよう配慮する。

(5) 機関委任事務等の見直しの検討

機関委任事務、国の関与等の見直しについては、新たな審議機関を設置して検討を行う。

2 地方財政の制度・運営の合理化、効率化

(1) 基本的考え方（略）

(2) 地方財政の自律機能の強化方策

一般的考え方として、本来、各地方公共団体が国の委任を受け、又は自らの事務として標準的に行うべき行政の範囲があり、そのための所要の財源は、制度的に保障されるべきであるが、それ以外の各地方公共団体の独自性に基づく行政については、基本的には、住民の選択と負担において行われるべきであると考えられる。この標準的に行うべき行政を現在の制度に即してみれば、各地方公共団体が行う行政のうち、地方交付税算定上の基準財政需要額の対象とされている「標準的な施設を維持し、標準的な規模において行う行政」（以下「標準行政」という）がそれであり、これについては、標準地方税収の一定率（都道府県80%、市町村75%）、地方交付税、補助金等により財源が確保されている。

また、標準行政以外の行政についても、現在、地方公共団体間で不均衡はあるものの、総体として標準地方税収の一定率（都道府県20%、市町村25%）の留保財源、普通交付税不交付団体における超過財源、公営競技開催団体における公営競技収益等の一定の財源が確保されており、これらの財源でなお不足する場合には、標準税率を超えて一定の範囲で超過課税や法定外普通税を課すことが認められている。これらについては、地方財政の自主性、自律性を高めるため、次のような改善が必要である。

ア 地方公共団体が標準行政以外の行政を行う場合の財源は、まず、留保財源等や節約財源によることとし、それでもなお不足する場合には、当該行政に関する住民の選択と負担を

前提として、超過課税、法定外普通税等により確保すべきである。また、このような観点から、超過課税における制限税率や法定外普通税の在り方について、一層の弾力化を図る必要がある。

なお、その前提として、後述のとおり留保財源等が各地方公共団体を通じて一層均てん化されるよう検討する必要がある。

イ 超過課税については、現在、法人に片寄せた課税が行われているが、行政サービスの受益の実態に応じた課税を行うべきである。

ウ このように住民に新たな税負担を求める場合には、提供される行政サービスの内容とコストを事前に住民に開示することが必要であり、そのための具体的方策を検討する。

また、一般に地方財政に対する住民の監視を強化するため、住民の理解しやすい形で財政内容の公開を行う必要がある。このため、費目別の財源内容の公表等、地方自治法に定める現行の公開制度を更に強化する。

エ 使用料、手数料等の公共料金は、受益と負担の考え方に立つものであり、住民に対する負担の公平を期するためにも、その見直しを図るべきである。

オ なお、地方公共団体が独自の行政サービスを実施する場合に、単に他の団体でも行っていることを理由としてそれと同様の行政サービスを行うような安易な態度はとるべきでない。従来、こうしたことにより、ある特定の行政が全国的に高い水準にさや寄せられ、国の側でも当該行政を制度化したこと等により、財政需要が増大する傾向がみられたが、こうした態度は、今後、厳しく自戒すべきである。

(3) 地方公共団体間の財源調整の強化方策

標準行政以外の地域の独自性に基づく行政サービスを地方公共団体が自主性と自律性をもって行うためには、その前提として、地方公共団体間で格差の著しい留保財源等の既存財源の一層の均てん化を図る方向で検討する必要がある。

ア 税源の偏在にもかかわらず標準地方税収の一定率とされているため、各地方公共団体間

で格差が大きい留保財源については、例えば、当該率の引下げ等の方法による財源の一層の均てん化を検討する。

イ 普通交付税不交付団体の超過財源についても、今後、不交付団体数や超過財源の状況等にも留意しつつ、財源の均てん化の方向で検討する。

ウ 普通交付税不交付団体等に対する補助金、地方譲与税の配分額の調整方式を再検討する。

エ 複数の地方公共団体に事務所、事業所を有する分割法人に係る法人事業税の分割基準について、税の性格を考慮しつつ、その在り方を検討する。

オ 公営競技収益についても、その均てん化を進める方向で検討する。

(4) 地方財政運営システムの合理化方策

経済が安定成長期へ移行したことにより、国、地方公共団体を通じ、限られた財源をいかに有効に使用していくかが、今後の大きな課題となっている。特に、行政が膨張する傾向の強かった地方公共団体においても、財政運営の一層の合理化を図る必要がある。

ア 地方交付税の年度間調整は、従来からある程度行われてきているが、国、地方公共団体を通ずる円滑な財政運営に資するよう更にその充実について制度化を含め検討する。

イ 現行の地方財政計画は、単年度収支を対象としており、年度間の収支や年度途中における収支の増減（地方税の自然増減収等）が反映されていないので、これらの点を可能な限り反映する仕組みを検討する。

ウ 地方財政計画の計画と実績（決算）については、現状では、大幅な乖離が生じているので、事後の点検を行い、問題のあるものについては、策定方式の改善等について検討する。

(5) 地方行政の減量化と地方財政関係費の抑制方策

国、地方公共団体を通ずる行政の減量化を図るためには、具体的に歳出の縮減を図る必要がある。また、地方公共団体の財政運営の指針となる地方財政計画においても、地方の歳出が節減合理化される必要があるが、これに併せて、

国の一般会計における地方財政関係費の見直しを行うべきである。

ア 国，地方公共団体を通ずる行政の減量化の観点から，地方財政計画における歳出については，国の歳出抑制に準じて抑制する。その際，国の歳出抑制に連動しない地方単独事業については，効率化，合理化の観点から見直すものとする。

イ いわゆる上乗せ福祉，国家公務員の水準を上回る高い地方公務員の給与や退職手当，定数等については，「5 地方行政の減量化，効率化」（略）の項に述べるところにより，徹底した見直しを早急に行い，全体としてその財政支出の合理化を推進すべきである。

（以下略）